

第 1 号 議 案

平 成 2 5 年 度

亀 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)

平成25年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）

平成25年度亀岡市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

125,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,325,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成25年9月9日提出

亀岡市長 栗山正隆

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		4,436,228	5,925	4,442,153
	2 国庫補助金	856,087	3,925	860,012
	3 国庫委託金	22,683	2,000	24,683
16 府支出金		2,255,944	10,577	2,266,521
	2 府補助金	906,249	9,141	915,390
	3 府委託金	176,889	1,436	178,325
20 繰越金		121,000	29,898	150,898
	1 繰越金	121,000	29,898	150,898
21 諸収入		365,974	15,000	380,974
	6 雑入	246,925	15,000	261,925
22 市債		3,971,800	63,600	4,035,400
	1 市債	3,971,800	63,600	4,035,400
歳入合計		32,200,400	125,000	32,325,400

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		3, 584, 976	50, 880	3, 635, 856
	1 総務管理費	2, 577, 546	46, 485	2, 624, 031
	2 徴税費	411, 897	1, 890	413, 787
	7 環境交通対策費	347, 750	2, 505	350, 255
3 民生費		11, 689, 484	5, 289	11, 694, 773
	2 児童福祉費	4, 636, 070	3, 564	4, 639, 634
	3 生活保護費	1, 601, 941	1, 725	1, 603, 666
4 衛生費		4, 168, 919	3, 000	4, 171, 919
	1 保健衛生費	1, 663, 765	3, 000	1, 666, 765
6 農林水産業費		904, 960	7, 627	912, 587
	1 農業費	668, 561	3, 175	671, 736
	3 林業費	62, 990	4, 452	67, 442
8 土木費		3, 450, 487	33, 368	3, 483, 855
	2 道路橋梁費	1, 072, 856	8, 700	1, 081, 556
	3 河川費	112, 587	19, 000	131, 587
	5 住宅費	188, 051	5, 668	193, 719
10 教育費		2, 776, 828	24, 836	2, 801, 664
	1 教育総務費	409, 881	860	410, 741
	2 小学校費	838, 236	3, 926	842, 162
	3 中学校費	263, 897	18, 050	281, 947
	5 社会教育費	1, 044, 804	2, 000	1, 046, 804
歳 出 合 計		32, 200, 400	125, 000	32, 325, 400

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
資 源 化 推 進 業 務 委 託 経 費	平成 25 年度から 平成 26 年度まで	千円 20,000
脱 水 汚 泥 等 運 搬 ・ 処 分 業 務 委 託 経 費	平成 25 年度から 平成 26 年度まで	25,500

第3表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
河川整備事業	千円 70,000 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。	千円 85,300 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。
中学校施設整備事業	20,800 "	"	"	"	29,800 "	"	"	"
臨時財政対策債	1,554,100 "	"	"	"	1,593,400 "	"	"	"
計	3,971,800				4,035,400			